

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年3月31日(火曜日)

号外第16号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	
〇条例		
神奈川県気候変動対策基金条例(環境農政・環境計画課)	6	び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・次世代育成課)
神奈川県県営住宅事業基金条例(県土整備・公共住宅課)	6	神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・障害サービス課)
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	6	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)
神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	7	神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)
市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	7	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)
神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	8	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	8	神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部を改正する条例(産業労働・雇用労政課)
特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	8	魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例(健康医療・生活衛生課)
神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(環境農政・大気水質課)	8	〇規則
神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例の一部を改正する条例(環境農政・自然環境保全課)	11	神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・自然環境保全課)
神奈川県子ども・子育て支援推進条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・次世代育成課)	12	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(健康医療・生活衛生課)
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及		神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則の一部を改正する規則(産業労働・雇用労政課)

本号で公布された条例のあらまし

1 神奈川県気候変動対策基金条例

- 気候変動に関する対策を推進するための事業に必要な資金を積み立てるため、神奈川県気候変動対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第2条関係)
- 基金に積み立てる額は、予算において定める額とした。(第3条関係)
- 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入するものとした。(第6条関係)
- 基金は、気候変動に関する対策を推進するための事業の経費に充てる場合に限り、処分できることとした。(第7条関係)
- この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

2 神奈川県県営住宅事業基金条例

- 県営住宅の整備及び管理に必要な経費を積み立てるため、神奈川県県営住宅事業基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第2条関係)
- 基金に積み立てる額は、予算において定める額とした。(第3条関係)
- 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入するものとした。(第6条関係)
- 基金は、県営住宅の整備及び管理に必要な経費に充てる場合に限り処分できることとした。(第7条関係)
- この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、〇〇二円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

(2) この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

4 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 知事の職員の定数を7,521人(現行7,422人)、教育委員会(学校以外の教育機関を含む。)の職員の定数を751人(現行772人)、教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員の定数を12,099人(現行12,257人)、教育委員会の所管に属する学校のその他の職員の定数を1,094人(現行1,113人)とし、職員の定数の合計を22,645人(現行22,744人)とした。(第2条関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

5 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 小学校の職員の定数を9,388人(現行9,351人)、中学校の職員の定数を5,453人(現行5,456人)、特別支援学校の職員の定数を183人(現行173人)とし、職員の定数の合計を15,043人(現行14,999人)とした。(第2条関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

6 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 警察官以外の職員の定数を1,674人(現行1,675人)とし、職員の定数の合計を17,377人(現行17,378人)とした。(第2条関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

7 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、業務量の適切な管理等に関する指針を定め、これを公表しなければならないこととした。(第7条関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(第3条、第5条関係)

(3) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

8 特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 一般会計で行っていた県営住宅の整備に関する事業を行うため、神奈川県県営住宅管理事業会計の名称等を改めることとした。(別表関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

9 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)における「住居系地域」の用語の意義に、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地域を追加する等、規定の整備を行うこととした。(第2条関係)

(2) 指定事業所に関し変更の許可を受けなければならない事項及び変更の届出をしなければならない事項について、規定の整備を行うとともに、環境管理事業所及び優良環境管理事業所については、変更の届出をしなければならない事項を一部の事項に限ることとした。(第8条、第10条関係)

(3) 災害時の特例

ア 知事は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、当該災害を特例措置対象災害として指定できることとした。(第16条関係)

イ 知事が指定する日までの間における特例措置対象災害のために必要な応急措置として行う指定事業所の設置又は位置等の変更及び損傷した指定事業所の復旧として行う位置等の変更については、事前の許可を不要とし、設置又は位置等の変更の着手前及び完了後の届出をもって行うことができることとした。(第17条関係)

ウ 特例措置対象災害が発生したときは、当該特例措置対象災害が発生した地域の指定事業所に係る第10条、第11条第3項、第12条及び第21条の規定による届出で、その期限が当該特例措置対象災害の発生の日から起算して6月を超えない範囲内で知事が指定する日までの間に到来するものについては、当該期限を30日間延長することとした。(第17条の2関係)

(4) 環境管理事業所等

ア 環境配慮推進事業所の登録の制度に替えて優良環境管理事業所の認定の制度を設け、当該認定の有効期間を6年の範囲内で知事が定める期間とすることとした。(第18条の2関係)

イ アに伴い、規定の整備を行うこととした。(第19条、第20条、第22条～第24条関係)

ウ 環境管理事業所及び優良環境管理事業所に係る変更の届出をしなければならない事項について、規定の整備を行うこととした。(第21条関係)

(5) 排水指定物質のうち排出を防止すべきものの許容限度を物質の種類ごとに規則で定めることとした。(第28条関係)

- (6) (3)イの届出があった場合において、その届出に係る指定事業所の設置又は位置等の変更が特例措置対象災害に係る応急措置又は復旧に該当しないと認めるときは必要な措置をとるべきことを命ずることができること等、災害時特例に係る措置命令等について定めることとした。(第34条の2、第35条関係)
- (7) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所の設置者については、知事への化学物質の自主的な管理状況の報告を要しないこととした。(第42条の3関係)
- (8) 飲食店営業に係る営業時間の制限の対象となる住居専用地域に田園住居地域を追加することとした。(第55条関係)
- (9) 特定有害物質使用地の適正管理
- ア 特定有害物質の使用状況等の記録について、特定有害物質使用事業所の設置者は、借り受けていた特定有害物質使用地において条例第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき又は有害物質使用特定施設(土壤汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)等を廃止したときは、特定有害物質使用地の所有者等に記録の写しを交付しなければならないこととした。(第59条関係)
- イ 土壤汚染対策法第2条第2項の規定による土壤汚染状況調査が条例第59条第3項本文の規定による調査と重複するときは、当該調査の結果等に関する知事への報告を要しないこととした。(第59条関係)
- ウ 特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更について、土壤汚染対策法第3条第7項又は同法第4条第1項に規定する土地の形質の変更等である場合には、知事への届出を要しないこととした。(第60条関係)
- エ 条例第59条第3項本文又は第60条第2項の規定による特定有害物質使用地の土壤調査結果記録等について、調査を実施した者等は、借り受けていた特定有害物質使用地において条例第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき又は有害物質使用特定施設等を廃止したときは、特定有害物質使用地の所有者等に記録の写しを交付しなければならないこととした。(第62条関係)
- オ ダイオキシン類管理対象地における土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更については、知事への届出を要しないこととした。(第63条の3関係)
- (10) 指定地域内における地下水採取に関し、変更の許可を受けなければならない事項及び変更の届出をしなければならない事項について、規定の整備を行うこととした。(第78条、第79条関係)
- (11) 特定自動車の運行制限に係る粒子状物質の排出基準等について、規則で定めるとともに、規定の整備を行うこととした。(第96条の3、第96条の4、第96条の9関係)
- (12) 知事は、災害その他非常の事態の発生により漏洩又は飛散した化学物質について、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるとしてその濃度等を把握する必要がある場合には、市町村、事業者等と連携して迅速に調査を実施するものとした。(第112条の2関係)
- (13) 罰則
- ア (3)イに違反して指定事業所の設置に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者及び(6)による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした。(第119条関係)
- イ (3)イに違反して指定事業所の位置等の変更に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした。(第121条関係)
- (14) その他規定の整備を行うこととした。(第3条関係)
- (15) この条例は、令和2年10月1日から施行することとした。
- (16) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 10 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例の一部を改正する条例**
- (1) グラスライダの供用日について、次に掲げるとおり定めることとした。(第9条関係)
- ア 1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- イ 7月21日から8月31日まで
- (2) グラスライダの供用時間について、午前10時から午後4時(12月1日から翌年の3月31日までの間にあっては、午後3時)までと定めることとした。(第9条関係)
- (3) グラスライダの利用については、指定管理者が利用料金を徴収し、収入することとし、その上限額を定めることとした。(別表第1関係)
- (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- (5) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとした。
- 11 神奈川県子ども・子育て支援推進条例の一部を改正する条例**

(1) 県は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援その他必要な支援及び社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくりを行うものとした。(第13条関係)

(2) 次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、基準に適合する事業者の認証について所要の改正を行うこととした。(第16条関係)

(3) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、(2)については、同年7月1日から施行することとした。

12 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例措置について、その適用期間を5年間延長し、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の施行の日から起算して10年を経過する日までとすることとした。(附則第4項関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

13 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

(1) 公布の日から起算して1年9月を超えない範囲内において規則で定める日施行関係

新たな津久井やまゆり園の整備に合わせ、津久井やまゆり園が谷園舎を廃止し、芹が谷やまゆり園を設置することとした。(第2条関係)

(2) 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日施行関係

芹が谷やまゆり園の新園舎の整備完了に伴う移転のため、その位置の表示を横浜市港南区芹が谷二丁目1,236番1に改めることとした。(第2条関係)

14 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第7条、第9条、第20条関係)

(2) 動物愛護監視員の名称を動物愛護管理監視員に変更することとした。(第20条関係)

(3) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、特定動物の飼養又は保管について経過措置が適用されることに伴い、特定動物の飼養又は保管の旧法許可の変更の許可申請手数料について新たに徴収することとしたほか、規定の整備を行うこととした。(別表第2関係)

(4) この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。

15 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

(1) 浄化槽法の一部改正に伴い、次のとおり、所要の改正を行うこととした。

ア 浄化槽保守点検業の登録申請書の添付書類に、研修計画を記載した書類を追加することとした。(第3条関係)

イ 知事は、研修計画の内容が正当な理由なく登録の有効期間内に営業所専属の浄化槽管理士に研修を受講させることができないものであると認めるときは、その登録を拒否しなければならないこととした。(第6条関係)

ウ 知事が浄化槽保守点検業者の登録を取り消し、又は事業の停止を命ずることができる場合に、正当な理由なく登録の有効期間内に営業所専属の浄化槽管理士に研修を受講させることができないことが明らかになったときを追加することとした。(第12条関係)

(2) この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

16 小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

(1) 条例の題名を「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改めるとともに、規定の整備を行うこととした。(題名、第1条、第2条、第14条～第20条関係)

(2) 小規模水道の水質検査等の頻度を毎年1回以上定期に改めることとした。(第9条、第16条関係)

(3) その他規定の整備を行うこととした。(第16条関係)

(4) この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。ただし、(3)については、公布の日から施行することとした。

17 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 食品衛生法の一部改正に伴い、営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準を削除するとともに、規定の整備を行うこととした。(第1条、第3条、第6条、別表第1関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(別表第1、別表第2関係)

(3) この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。

(4) 事務処理の特例に関する条例について、所要の改正を行うこととした。

(5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

18 神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県立かながわ労働プラザ（以下「かながわ労働プラザ」という。）の駐車場の供用時間は午前0時から午後12時までとし、開場時間は午前8時から午後10時までとすることとした。（第10条関係）

(2) かながわ労働プラザの屋内駐車場の利用料金の上限額について、1泊の利用に係る額を定めることとした。（別表第1関係）

(3) かながわ労働プラザの多目的ホール等設備のうち、スライド映写機、オーバーヘッドプロジェクター、カラオケセット及びエレクトーンの供用を廃止することとした。（別表第2関係）

(4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

(5) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとした。

19 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例

(1) 魚介類行商等に関する条例の廃止

魚介類行商等に関する条例を廃止することとした。

(2) 魚介類行商等に関する条例の一部改正

営業の許可の有効期間について、次のとおり、所要の改正を行うこととした。（第3条関係）

ア 魚介類行商、魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものを除く。）及び発酵乳等販売業の営業の許可の有効期間を、令和3年11月30日までとすることとした。

イ 魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものに限る。）の営業の許可の有効期間を、令和6年5月31日までとすることとした。

(3) この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。ただし、(2)については、公布の日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。



条 例

神奈川県気候変動対策基金条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第24号

神奈川県気候変動対策基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県気候変動対策基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、気候変動に関する対策を推進するための事業に必要な資金を積み立てるため、神奈川県気候変動対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、気候変動に関する対策を推進するための事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

神奈川県県営住宅事業基金条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第25号

神奈川県県営住宅事業基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県県営住宅事業基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、県営住宅の整備及び管理に必要な経費を積み立てるため、神奈川県県営住宅事業基金(以下「基金」という。)を

設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、神奈川県県営住宅事業会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、県営住宅の整備及び管理に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第26号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表59の2の項(10)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同項中(14)を削り、(13)を(14)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) 法第21条の5第2項の規定により、動物の種類ごとの数等の届出を受理すること。

別表59の2の項(15)中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同項(16)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「同条」を「同項」に、「(18)」を「(20)」に改め、同項(17)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同項中(17)を(51)とし、(21)から(46)までを4ずつ繰り下げ、同項(20)中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同項中(20)を(24)とし、同項(19)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同項中(19)を(20)とし、その次に次のように加える。

(21) 法第24条の2第1項の規定により、第一種動物取扱業者であった者に対し、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること等を防止するため必要な勧告をすること。

(22) 法第24条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(23) 法第24条の2第3項の規定により、第一種動物取扱業者であった者に対し、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に第一種動物取扱業者であった者の飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。

別表59の2の項(18)中「第23条第3項」を「第23条第4項」に、「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同項中(18)を(19)とし、(17)の次に次のように加える。

(18) 法第23条第3項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により、法第23条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表59の3の項中(4)を(6)とし、同項(3)中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同項中(3)を(4)とし、その次に次のように加える。

(5) 法第25条第5項の規定により、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に動物の飼養又は保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設等を検査させること。

別表59の3の項(2)中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同項中(2)を(3)とし、同項(1)中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同項中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) 法第25条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること。

別表104の項中「及び(5)」を「、(5)及び(23)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第28条第1項及び第3項、第29条、第32条並びに第33条第1項の規定による事務については、改正前の別表59の2の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。

3 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号。以下「政令」という。）第3条第2項及び第5項の規定による事務については、改正後の別表59の2の項(27)の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に政令第3条第1項又は第4項の規定により知事に対してなされた許可の申請で、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際当該申請に対する処分がされていないものについては、なお従前の例による。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第27号

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

事 務 部 局 の 区 分		定 数
知	事	7,521人
公 営 企 業 管 理 者		1,001人
議	会	76人
選 挙 管 理 委 員 会		5人
監 査 委 員 会		41人
人 事 委 員 会		33人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		751人
教育委員会の所管に 属する学校	校 長 及 び 教 員	12,099人
	そ の 他 の 職 員	1,094人
	小 計	13,193人
労 働 委 員 会		21人
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		3人
合	計	22,645人

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第28号

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

学 校 の 種 別		定 数
小	学 校	9,388人
中	学 校	5,453人
特 別 支 援 学 校		183人
高 等 学 校 (定 時 制 の 課 程 を 置 く も の)		19人

合	計	15,043人
---	---	---------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第29号

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

警 察 官 以 外 の 職 員	1,675人
合 計	17,378人

警 察 官 以 外 の 職 員	1,674人
合 計	17,377人

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第30号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条及び第6条」を「第5条から第7条まで」に改める。

第5条中「同条第3項」を「同条第4項」に、「この条」を「以下この条及び第7条第1項」に改める。

本則に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）

第7条 神奈川県教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他公立の義務教育諸学校等の教育職員の健康及び

福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 神奈川県教育委員会は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第31号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表中

神奈川県県営住宅管理事業会計	県営住宅の管理及び建設資金の償還に関すること。
----------------	-------------------------

神奈川県県営住宅事業会計	県営住宅の整備及び管理並びに建設資金の償還に関すること。
--------------	------------------------------

改める。

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 神奈川県県営住宅管理事業会計の令和元年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。
- 神奈川県県営住宅管理事業会計の令和元年度の出納の完結の際同会計に係る権利及び義務並びに同会計に属する現金及び財産は、神奈川県県営住宅事業会計が承継する。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第32号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 削除」を「第2節 災害時の特例（第16条～第17条の2）」に、「第24条の2」を「第24条」に改め、「第112条」の次に「・第112条の2」を加える。

第2条第8号中「地下浸透禁止物質のうち、それが」を削り、「地下浸透禁止物質で」を「物質で」に改め、同条第10号中「別表第1」を「別表」に改め、同条第14号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

第3条第2項ただし書を削り、同項第15号及び第16号中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第8条第1項中「第17号まで」を「第15号まで、第17号」に改め、「第19号に掲げる事項」の次に「(以下「指定事業所の位置等」という。)」を加え、「第19条の2第1項」を「第18条の2第1項」に、「登録」を「認定」に、「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に改める。

第10条第5号中「第3条第2項第18号」を「第3条第2項第16号又は第18号」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第3条第2項第9号に掲げる事項の変更(第8条第1項第1号又は第4号に掲げる変更に限る。)

第10条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所が第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所である場合において、次に掲げる変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 第3条第2項第1号及び第2号に掲げる事項の変更

(2) 第3条第2項第8号に掲げる事項の変更(指定施設の種別及びその種別ごとの数並びに指定施設ごとの規模及び能力の変更であって、第8条第1項第4号に規定する変更該当するものに限る。)

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所が第18条の2第1項の規定により認定された優良環境管理事業所である場合において、次に掲げる変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 第3条第2項第1号及び第2号に掲げる事項の変更

(2) 第3条第2項第7号に掲げる事項の変更(指定作業の種別の変更に限る。)

(3) 第3条第2項第8号に掲げる事項の変更(指定施設の種別及びその種別ごとの数並びに指定施設ごとの規模及び能力の変更に限る。ただし、第8条第1項に規定する公害防止上特に重要な変更として規則に定める変更を除く。)

第2章第2節を次のように改める。

第2節 災害時の特例

(特例措置対象災害の指定)

第16条 知事は、災害が発生した場合において、その対応又は迅速な復旧のため必要があると認めるときは、当該災害を特例措置対象災害として指定することができる。

2 知事は、前項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 第1項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

(災害時における設置及び変更の許可の特例)

第17条 第3条第1項及び第8条第1項の規定にかかわらず、特例措置対象災害のために必要な応急措置として、特例措置対象災害の発生の日から、当該日から起算して6月を超えない範囲内で知事が指定する日までの間に、指定事業所(指定作業のうち応急措置のための作業として知事が指定するもの(以下この

項において「応急措置のための指定作業」という。)を行うものに限る。)を設置し、又は指定事業所の位置等の変更(応急措置のための指定作業に係るものに限る。)をしようとするときは、第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けることを要しない。

2 第8条第1項の規定にかかわらず、特例措置対象災害により損傷した指定事業所の復旧として、特例措置対象災害の発生の日から、当該日から起算して6月を超えない範囲内で知事が指定する日までの間に、指定事業所の位置等の変更をしようとするときは、同項の許可を受けることを要しない。

3 前2項の規定により指定事業所を設置し、又は指定事業所の位置等の変更をしようとする者は、当該指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更に着手する前にその旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の規定により指定事業所を設置した者は、当該指定事業所に配置される指定施設の設置の工事が完了した日から起算して60日以内に第3条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

5 第1項又は第2項の規定により指定事業所の位置等の変更をした者は、当該指定事業所の位置等の変更をした日から起算して60日以内に規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、前2項の規定による届出があったときは、速やかにこれを審査するものとし、その内容が第4条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その旨を届出者に通知するものとする。この場合においては、同条第2項の規定を準用する。

7 前項の通知を受けた者は、当該指定事業所について第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、第5条中「第3条第1項の許可には」とあるのは「第17条第7項の規定により受けたものとみなされる許可に」と、第6条第1項中「設置しようとする」とあるのは「設置した」とし、第6条第1項後段、第7条、第8条第2項及び第3項並びに第14条第2項の規定は適用しない。

8 第3項の届出をした者は、当該届出に係る指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更を中止したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。(災害による期限の延長)

第17条の2 特例措置対象災害が発生したときは、当該特例措置対象災害が発生した地域の指定事業所に係る第10条、第11条第3項、第12条及び第21条の規定による届出で、その期限が当該特例措置対象災害の発生の日から起算して6月を超えない範囲内で知事が指定する日までの間に到来するものについては、当該期限を30日間延長する。

第18条第1項中「次項第3号」の次に「及び次条第2項第3号」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(優良環境管理事業所の認定)

第18条の2 知事は、第18条第1項の基準に適合する指定事業所であって、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している事業所として規則で定める基準に適合するものを、当該指定事業所の設置者の申請に基づき、優良環境管理事業所として認定す

ることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 指定事業所の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定事業所の名称及び所在地
- (3) 指定事業所の環境管理・監査の体制
- (4) 指定事業所の環境に関する方針
- (5) 当該指定事業所において行う指定作業及び当該指定作業を行う指定施設の概要
- (6) その他規則で定める事項

3 第1項の認定の有効期間は、6年の範囲内で知事が定める期間とする。

第19条中「ときは、」の次に「第18条第1項及び」を加える。

第19条の2を削る。

第20条第1項第2号中「年月日」を「有効期間」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 環境に関する方針の概要

第20条第2項中「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に改める。

第21条の見出しを「(認定申請事項の変更の届出)」に改め、同条第1項中「から第5号までに掲げる」を「及び第4号に掲げる事項その他規則に定める」に改め、同条第2項中「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に、「第19条の2第2項第3号から第5号までに掲げる」を「第18条の2第2項第3号及び第4号に掲げる事項その他規則に定める」に改める。

第22条第3項中「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に改める。

第23条の見出しを「(認定の失効)」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

(4) 当該環境管理事業所が第18条の2第1項の認定を受けたとき。

第23条第2項中「第19条の2第1項」を「第18条の2第1項」に、「登録」を「認定」に、「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に改め、同項第3号中「環境管理事業所」を「指定事業所」に改める。

第24条中「の認定」を「又は第18条の2第1項の認定」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「環境管理事業所」の次に「又は優良環境管理事業所」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 優良環境管理事業所が、第18条の2第1項の基準に適合しなくなったとき。

第24条の2を削る。

第28条第1項第1号中「排水指定物質」の次に「のうち、排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類」を加える。

第34条の次に次の1条を加える。

(災害時特例に係る措置命令等)

第34条の2 知事は、第17条第3項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る指定事業所の設置又は指定事業所

の位置等の変更が、第17条第1項の応急措置又は同条第2項の復旧に該当しないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第17条第1項又は第2項の規定により指定事業所を設置した者又は指定事業所の位置等の変更をした者が、同条第4項又は第5項の規定による届出をしないときは、その者に対し、当該指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、第17条第6項の規定による審査の結果、その内容が第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該審査に係る指定事業所を設置した者又は指定事業所の位置等の変更をした者に対し、当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音若しくは振動の処理の方法、施設等の構造若しくは作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定事業所に係る事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第35条第2項中「第8条第4項」の次に「及び第17条第7項」を加える。

第42条の3第1項各号列記以外の部分中「設置者」の次に「(当該指定事業所が、第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所又は第18条の2第1項の規定により認定された優良環境管理事業所である場合を除く。)」を加える。

第55条第1項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第59条第2項中「を譲渡しようとするとき又は借り受けていた土地に特定有害物質使用事業所を設置していた場合において当該特定有害物質使用地を返還しようとするときにあつては前項の記録を、特定有害物質使用地を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、特定有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に」を「に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより前項の記録又はその写しを」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地を返還しようとするとき 特定有害物質使用地を譲渡し又は返還しようとする相手方に記録を交付すること。

(2) 特定有害物質使用地を貸与しようとするとき 特定有害物質使用地を貸与しようとする相手方に記録の写しを交付すること。

(3) 借り受けていた特定有害物質使用地において第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき 特定有害物質使用地の所有者、管理者又は占有者(次号並びに第62条第2項第3号及び第4号において「特定有害物質使用地所有者等」という。)に記録の写しを交付すること。

(4) 借り受けていた特定有害物質使用地において有害物質使用特定施設(土壤汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)又は有害物質使用特定施設を設置していた特定有害物質使用事業所を廃止したとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。

第59条第3項ただし書中「当該調査」の次に「及び報告」を加える。

第60条第1項ただし書中「非常災害のために必要な応急措置として行う」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 土壌汚染対策法第3条第7項又は同法第4条第1項に規定する土地の形質の変更
- (2) 土壌汚染対策法第7条第1項第1号に規定する実施措置又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域内において行う土地の形質の変更
- (3) 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更
- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

第62条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する者は、前項の記録を作成した特定有害物質使用地に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより当該記録又はその写しを交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。

- (1) 特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地を返還しようとするとき 特定有害物質使用地を譲渡し又は返還しようとする相手方に記録を交付すること。
- (2) 特定有害物質使用地を貸与しようとするとき 特定有害物質使用地を貸与しようとする相手方に記録の写しを交付すること。
- (3) 借り受けていた特定有害物質使用地において第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更しようとするとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。
- (4) 借り受けていた特定有害物質使用地において有害物質使用特定施設又は有害物質使用特定施設を設置していた特定有害物質使用事業所を廃止したとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。

第63条の2第2項中「及び」を「、第2項第3号及び第4号並びに」に改める。

第63条の3中「(第4項ただし書を除く。)」を削り、「までの規定」の次に「(第60条第1項第1号及び第2号、同条第4項ただし書並びに第62条第2項第3号及び第4号を除く。)」を加える。

第78条第1項に次のただし書を加える。

ただし、既に受けた許可に係る事項を超えない範囲の変更であつて規則で定めるものについては、この限りでない。

第79条中「同条第2項第1号に掲げる事項の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第75条第2項第1号に掲げる事項の変更
- (2) 第78条第1項ただし書に規定する規則で定める変更

第96条の3を次のように改める。

(特定自動車の運行制限)

第96条の3 特定自動車の運転者又は使用者は、規則で定める排出基準を超える量の粒子状物質を排出する特定自動車を県内において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害その

他非常の事態の発生により当該特定自動車を緊急に運行し、又は運行させる必要がある場合はこの限りでない。

第96条の4中「別表第3の左欄に掲げる特定自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる量を維持しているものとみなす。ただし、当該特定自動車について、別表第2の中欄に掲げる測定方法により測定された値が別にあるときは、この限りでない」を「規則で定めるところにより算定するものとする」に改める。

第96条の7中「第96条の3第2項」を「第96条の3」に改め、「(第86条の2第1号ウに掲げる特定自動車のうち規則で定めるものにあつては、規則で定める期間)」を削る。

第96条の8中「第96条の3第2項」を「第96条の3」に改める。

第96条の9中「別表第4に掲げる」を「規則で定める」に改める。

第112条の次に次の1条を加える。

(災害発生時等の汚染状況把握のための知事の措置)

第112条の2 知事は、災害その他非常の事態の発生により漏洩又は飛散した化学物質について、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとしてその濃度等を把握する必要がある場合には、市町村、事業者等と連携して迅速に調査を実施するものとする。

第119条第3号中「第34条」の次に「、第34条の2」を加え、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第17条第3項(指定事業所の設置の届出に係る部分に限る。)又は第4項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第121条第1号中「第3条第2項第4号、第6号から第17号まで又は第19号に掲げる事項」を「指定事業所の位置等」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第17条第3項(指定事業所の位置等の変更の届出に係る部分に限る。)又は第5項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

別表第1を別表に改める。

別表第2から別表第4までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第19条の2第1項の規定による登録を受けている環境配慮推進事業所は、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第18条の2第1項の規定による認定を受けた優良環境管理事業所とみなす。

3 前項の規定により改正後の第18条の2第1項の規定による認定を受けたものとみなされた優良環境管理事業所は、改正前の第18条第1項の規定により受けた環境管理事業所の認定については、その効力を失う。

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

神奈川条例第33号

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例の一部を改正する条例

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例（平成27年神奈川条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(供用日、供用時間及び開場時間)」に改め、同条第1項を次のように改める。

グラスライダーの供用日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 7月21日から8月31日まで

第9条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「得て」の次に「、グラスライダーの供用日、グラスライダー」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる宮ヶ瀬湖集団施設地区等の施設の供用時間は、当該各号に掲げる時間とする。

- (1) グラスライダー 午前10時から午後4時（12月1日から翌年の3月31日までの間にあっては、午後3時）まで
- (2) 野外音楽堂 午前9時30分から午後5時まで
- (3) 駐車場 午前0時から午後12時まで

別表第1中2 駐車場利用料金の表を3 駐車場利用料金の表とし、1 野外音楽堂利用料金の表を2 野外音楽堂利用料金の表とし、同表の前に次の1表を加える。

1 グラスライダー利用料金

区 分	利用料金の上限額	
グ ラ ス ス ラ イ ダ ー	1人30分につき	600円

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第9条の規定の例により、知事の承認を得ることができる。
- 3 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、同日以後の神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地の施設の利用に係る利用料金について、改正後の別表第1の規定の例により、同条例第11条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

神奈川子ども・子育て支援推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

神奈川条例第34号

神奈川子ども・子育て支援推進条例の一部を改正する条例

神奈川子ども・子育て支援推進条例（平成19年神奈川条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条を第25条とし、第18条から第23条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条第1項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第1項中「第12条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「、同項」を「同条第1項」に、「行い、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表して」を「して同条第3項若しくは第5項の規定による公表を行っていること又は同法第15条の2の規定による認定を受けて」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(貧困の状況にある子ども等に対する支援)

第13条 県は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援その他必要な支援及び社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくりを行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

神奈川条例第35号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

神奈川条例第36号

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を

改正する条例

第1条 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

津久井やまゆり園	相模原市緑区千木良476番地
芹が谷園舎	横浜市港南区芹が谷二丁目1番1号

芹が谷やまゆり園	横浜市港南区芹が谷二丁目1番1号
津久井やまゆり園	相模原市緑区千木良476番地

改める。

第2条 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表芹が谷やまゆり園の項中「横浜市港南区芹が谷二丁目1番1号」を「横浜市港南区芹が谷二丁目1,236番1」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して1年9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第37号

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「えさ」を「餌」に改め、同条第6号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

第9条中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「同項」を「法第21条第1項」に改める。

第20条の見出しを「(動物愛護管理監視員)」に改め、同条第1項中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に、「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改める。

別表第2の3の項中「及び」を「又は」に改め、同表の8の項を次のように改める。

8	動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の法第28条第1項の規定に基づく特定	特定動物の飼養又は保管の旧法許可の変更の許可申請手数料	16,720円
---	--	-----------------------------	---------

動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表104の項(2)中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改める。

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第38号

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改め、同項第3号中「第6条第3号」を「第6条第1項第3号」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第6条第2項に規定する研修の受講に係る計画（同項において「研修計画」という。）を記載した書類

第4条第1項中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 知事は、第3条第1項の申請に係る研修計画の内容が正当な理由なく前項第2号に規定する浄化槽管理士（浄化槽管理士が2人以上あるときは、その全員）にその資質の向上のための研修として規則で定めるものを、当該申請に係る登録の有効期間内に受講させることができないものであると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

第9条中「第6条第3号」を「第6条第1項第3号」に改める。第12条第3号中「第6条各号」を「第6条第1項各号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「登録」を「変更の登録」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 正当な理由なく第6条第2項に規定する期間内に同条第1項第2号に規定する浄化槽管理士に同条第2項に規定する研修を受講させることができないことが明らかになったとき。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項第4号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項の規定による申請（以下「登録申請」という。）について適用し、施行日前にした登録申請に係る添付書類については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条第2項の規定は、施行日以後にする登録申請について適用し、施行日前にした登録申請に係る登録の拒否の事由については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第12条第4号の規定は、施行日以後に登録申請をした者について適用する。

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第39号

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

目次、第1条及び第2条第3号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第9条第1項中「、1年以内ごとに1回」を削り、「定期的」を「毎年1回以上定期的に、」に改める。

第3章の章名、第14条及び第15条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第16条第1項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同項第1号中「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改め、同項第3号中「におい」を「臭い」に改め、同条第2項中「小規模受水槽水道の」を「小規模貯水槽水道の」に、「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上定期的に」に改め、同項ただし書中「水槽の」を「水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の」に、「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同条第3項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第17条第5項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「第16条第1項」を「前条第1項」に改める。

第18条から第20条までの規定中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第16条第1項第3号の改正規定、同条第2項ただし書の改正規定中「水槽の」を「水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるため

に設けられる水槽の」に改める部分及び第17条第5項の改正規定中「第16条第1項」を「前条第1項」に改める部分は、公布の日から施行する。

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第40号

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第50条第2項及び」及び「営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準及び」を削る。

第2条を削る。

第3条中「別表第3」を「別表第1」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項第7号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「別表第4」を「別表第2」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第2条の規定は横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域において、第4条及び第5条の規定は、」を「第3条及び第4条の規定は、」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同表の1の項(1)ウ中「食品等取扱室」を「食品、添加物、器具及び容器包装（以下「食品等」という。）を取り扱う室」に改め、同項(2)中「しょう油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項(3)中「総菜製造業」を「そうざい製造業」に改め、同表の3の項(1)及び(2)ア中「設置場所」を「自動販売機を設置する場所」に改め、同表を別表第1とする。

別表第4中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同表の29の項中「しょう油製造業の」を「しょうゆ製造業の」に、「しょう油製造業許可申請手数料」を「しょうゆ製造業許可申請手数料」に改め、同表の34の項中「めん類製造業の」を「麺類製造業の」に、「めん類製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に改め、同表の35の項中「総菜製造業の」を「そうざい製造業の」に、「総菜製造業許可申請手数料」を「そうざい製造業許可申請手数料」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第2条、別表第1及び別表第2の規定は、令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前

の第2条の規定は、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域においては、適用しない。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

4 事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表106の項を次のように改める。

106 削除	
--------	--

(事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例第2条、別表第1及び別表第2の規定の施行に係る事務については、前項の規定による改正前の事務処理の特例に関する条例別表106の項の規定の例により、藤沢市及び茅ヶ崎市が処理するものとする。

神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第41号

神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部を改正する条例

神奈川県立かながわ労働プラザ条例(平成7年神奈川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(開館時間等)」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「開館時間」の次に「並びに駐車場の供用時間及び開場時間」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 駐車場の供用時間は午前0時から午後12時までとし、開場時間は午前8時から午後10時までとする。

別表第1の4 駐車場利用料金の表中

1 時 間 を 超 え る 場 合	
1 台最初の1時間につき 420円	1 台最初の1時間を超える 時間30分までごとにつき 210円

1 時 間 を 超 え る 場 合		
1 台一の開場時間 における最初の1 時間につき 420円	1 台一の開場時間 における最初の1 時間を超える時間 30分までごとにつ き 210円	1 台1泊につき 1,500円

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 1泊とは、開場時間の終了時刻から次の開場時間の開始時刻まで駐車することをいう。

別表第2の1 多目的ホール等設備利用料金の表中、スライド映写機、オーバーヘッドプロジェクター、カラオケセット及びエレクトーンの項を削る。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 神奈川県立かながわ労働プラザ条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立かながわ労働プラザの利用に係る利用料金について、改正後の別表第1及び別表第2の規定の例により、神奈川県立かながわ労働プラザ条例第12条第2項の規定に基づく知事の承認を得ることができる。

魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和2年3月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第42号

魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例

(魚介類行商等に関する条例の廃止)

第1条 魚介類行商等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第42号)は、廃止する。

(魚介類行商等に関する条例の一部改正)

第2条 魚介類行商等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「5年を下らない」を「次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める日までの」に、「5年未満」を「当該期間未満」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 魚介類行商、魚介類加工業(魚介類を食品に加工するものを除く。)及び発酵乳等販売業 令和3年11月30日

(2) 魚介類加工業(魚介類を食品に加工するものに限る。)

令和6年5月31日

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に営まれている第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第1項の魚介類行商、同条第2項の魚介類加工業(魚介類を食品に加工するものを除く。)及び同条第3項の発酵乳等販売業の営業で、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「新法」という。)第57条第1項の規定による届出をしていないものについては、旧条例の規定は、令和3年11月30日までは、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際現に営まれている旧条例第2条第2項の魚介類加工業(魚介類を食品に加工するものに限る。)の営業で、新法第55条第1項の許可を受けていないものについては、旧条例の規定は、令和6年5月31日までは、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規 則

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第24号

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例施行規則(平成27年神奈川県規則第69号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 4 項」に改め、「により」の次に「、グラススライダーの供用日、グラススライダー」を加える。

附 則

- この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例の一部を改正する条例(令和 2 年神奈川県条例第33号)附則第 2 項の規定によるグラススライダーの供用日、グラススライダー、野外音楽堂及び駐車場の供用時間並びに駐車場の開場時間の変更の承認に関する事務は、神奈川県自然環境保全センター所長に委任する。

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第25号

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則(平成 7 年神奈川県規則第56号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

第 1 条中「小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改め、同条第15号中「小規模受水槽水道施設」を「小規模貯水槽水道施設」に改める。

第11条の見出しを「(小規模貯水槽水道の給水開始の届出)」に改め、同条中「小規模受水槽水道給水開始届」を「小規模貯水槽水道給水開始届」に改める。

第12条の見出しを「(小規模貯水槽水道の変更又は廃止の届出)」に改め、同条中「小規模受水槽水道変更(廃止)届」を「小規模貯水槽水道変更(廃止)届」に改める。

第13条(見出しを含む。)及び第14条第 1 項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第15条中「小規模水道及び小規模受水槽水道立入検査証」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証」に改める。

第 1 号様式から第 6 号様式までの規定中「小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改める。

第 7 号様式中「小規模受水槽水道給水開始届」を「小規模貯水槽水道給水開始届」に、「小規模受水槽水道の」を「小規模貯水槽水道の」に、「小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改める。

第 8 号様式中「小規模受水槽水道変更(廃止)届」を「小規模貯水槽水道変更(廃止)届」に、「小規模受水槽水道の」を「小規模貯水槽水道の」に、「小規模受水槽水道を」を「小規模貯水槽水道を」に、「小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に、

「小規模受水槽水道施設」を「小規模貯水槽水道施設」に改める。第 9 号様式(表)中「小規模水道及び小規模受水槽水道立入検査証」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証」に、「小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改め、同様式(裏)中「小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に、「小規模受水槽水道の」を「小規模貯水槽水道の」に改める。

第10号様式中「(小規模受水槽水道)」を「(小規模貯水槽水道)」に、「小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改める。

附 則

- この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている改正前の第 9 号様式による小規模水道及び小規模受水槽水道立入検査証は、改正後の第 9 号様式による小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証とみなす。

神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第26号

神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則(平成 7 年神奈川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号を削る。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。